

令和6年3月5日

特定事業者関係行政庁担当課・室長 殿

財務省国際局調査課対外取引管理室長 山下 弘史

外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施について

平素より大変お世話になっております。

我が国では、国際連合安全保障理事会決議等を誠実に履行するため、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第16条第1項、第21条第1項及び第24条第1項の規定に基づき、資産凍結等経済制裁対象者（以下「制裁対象者」という。）に対する資産凍結等の措置を講じております。

今般、別添のとおり「アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件」（令和6年3月5日付外務省告示第67号）により、制裁対象者が追加されました。

つきましては、所管する特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）に対し、以下の内容及び別添を周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ・特定事業者の管理者は、別添の内容について当該特定事業者の関係部署等に直ちに周知すること。
- ・特定事業者は、整備している制裁対象者リストについて、直ちに最新の情報に更新すること。
- ・特定事業者は、更新した制裁対象者リストにより、該当する顧客がないことを直ちに確認すること。確認の結果、該当する顧客を検知した際には、該当者の資産に移動が生じないよう必要な対応を取っていただくとともに、必要に応じて財務省国際局調査課対外取引管理室（電話03-3581-4111 内線6456）まで問い合わせること。

また、特定事業者に対する周知に当たっては、資産凍結等の措置の概要及び制裁対象者リストについて、以下のURLを参照するよう、併せて周知願います。

【資産凍結等の措置の概要】

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaiyou.html

【制裁対象者リスト】

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

(参考)

外為法に基づく資産凍結等の措置については、外務省告示により措置の対象となる個人・団体を指定し、当該個人・団体向けの支払及び当該個人・団体との間の資本取引等が規制の対象となっております。

当該規制の対象となる支払とは、①当事者間において支払手段を移転する行為（支払手段と同視し得る暗号資産、貴金属その他の財産的価値を移転する行為を含む。）、②①に掲げるものを除くほか、当事者間において証券、動産、不動産に係る権利その他の支払手段以外の財産的価値の移転により債権債務を消滅させる行為（現物決済又は代物弁済により債権債務を消滅させる行為及び贈与を含む。）及び③相殺及び貸借記並びに当事者間の合意に基づき財産的価値の移転を伴わず債権債務を消滅させる行為をいいます。

また、当該規制対象となる資本取引等とは、居住者と非居住者との間の預金取引、信託取引又は金銭の貸付取引等をいいます。

連絡先：〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1 財務省国際局調査課対外取引管理室 電話 03-3581-4111（内線 6456）
--

以上

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>[1. ～56. 略]</p> <p><u>【アメリカ合衆国が令和四年五月二十四日に、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が令和六年一月二十二日に指定した資産凍結対象者一個人】</u></p> <p><u>57. アフメド・シャリーフ・アブダッラー・オデー (別名：(a) オウダ・アフメド・シャリーフ・アブデッラー (b) ウディ・アハマド (c) オデー・アフマド (d) オデー・アハメド (e) オデー・アフメド・シャリーフ・アブドゥッラー)</u> <u>Ahmed Sharif Abdallah ODEH (a.k.a. : (a) OUDA, Ahmed Charif Abdellah (b) UDIH, Ahmad (c) ODEH, Ahmad (d) ODEH, Ahmed (e) ODEH, Ahmed Sharif Abdullah)</u> <u>生年月日：1951年1月1日</u> <u>国籍：ヨルダン</u></p> <p><u>【アメリカ合衆国が令和五年十一月十四日に、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が令和五年十二月十三日に、EUが令和六年一月十九日に指定した資産凍結対象者一個人】</u></p> <p><u>58. レダー・アリー・ハミース</u> <u>Reda Ali KHAMIS</u> <u>生年月日：1967年9月20日</u></p>	<p>(別表)</p> <p>[1. ～56. 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

国籍：レバノン

【アメリカ合衆国が令和五年十一月十四日に、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が令和五年十二月十三日に、カナダが令和六年二月六日に指定した資産凍結対象者一個人】

59. マフムード・ハーレド・ザハール（別名：(a) アル・ザハール・マフムード・ハーレド (b) ザハール・マフムード (c) アル・ザハール・マフムード)

Mahmoud Khaled ZAHHAR (a. k. a. : (a) AL ZAHAR, Mahmoud Khaled (b) ZAHAR, Mahmoud (c) AL-ZAHAR, Mahmoud)

生年月日：1945年

国籍：パレスチナ

[新設]

【アメリカ合衆国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が令和五年十二月十三日に指定した資産凍結対象者一個人】

60. アリー・アブドル・ラフマーン・バラカ（別名：(a) バラカ・アリ (b) バラカ・アリ)

Ali Abed Al Rahman BARAKA (a. k. a. : (a) BARAKAH, Ali (b) BARAKA, Ali)

生年月日：1966年

国籍：レバノン

[新設]

【アメリカ合衆国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が令和五年十二月十三日に、カナダが令和六年二月六日に指定し

た資産凍結対象者一個人】

6 1. マーヘル・リブヒー・オベイド (別名 : (a) オベイド・マーヘル・リブヒー・ナムル (b) オベエド・マーヘル・リブヒー・ニムル (c) オベイド・マーヘル (d) オベイド・マーヘル・ビン・リブヒー (e) オベイド・マーヘル・ビン・リブヒー・ビン・ナムル (f) オベエド・マーヘル)

Maher Rebhi OBEID (a.k.a. : (a) OBEID, Maher Rebhi Namr (b) OBAID, Maher Ribhi Nimr (c) OBEID, Maher (d) OBEID, Maher bin Rebhi (e) OBEID, Maher bin Rebhi bin Namr (f) OBAID, Maher)

生年月日 : 1958 年 3 月 10 日

国籍 : パレスチナ

[新設]

【アメリカ合衆国が令和五年十二月十三日に、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が令和六年一月二十二日に指定した資産凍結対象者一個人】

6 2. イスマーイール・ムーサー・アハマド・バルフーム (別名 : (a) バルフーム・イスマーイール・ムーサー・アハマド (b) バルフーム・イスマーイール)

Ismail Musa Ahmad BARHUM (a.k.a. : (a) BARHUM, Isma' i l Musa Ahmad (b) BARHOUM, Ismail)

生年月日 : 1968 年 12 月 23 日

国籍 : パレスチナ

[新設]

【アメリカ合衆国が令和五年十二月十三日に、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が令和六年一月二十二日に、カナダが令和六年二月六日に指定した資産凍結対象者一個人】

6 3. ハッサン・アルワルディヤーン (別名：(a) ワルディヤーン・ハサン (b) アルワルディヤーン・ハサン・モハメド・アリー (c) アルワルディヤーン・ハッサン・ムハンマド・アリー)

Hassan AL-WARDIAN (a. k. a. : (a) WARDYAN, Hasan (b) ALWARDIAN, Hasan Mohamed Ali (c) AL-WARDIAN, Hassan Muhammad 'Ali)

生年月日：1954年12月28日

国籍：パレスチナ

[新設]

【アメリカ合衆国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が令和六年一月二十二日に指定した資産凍結対象者一個人】

6 4. ズハイル・シャムラク (別名：(a) シュマラーク・ザヒール・ユニス (b) シャムラーク・ズヘイル (c) シヤマラーク・ズヒール・ユヌス・ハンメド)

Zuhair SHAMLAKH (a. k. a. : (a) SHMALACH, Zahir Younes (b) SHAMLAKH, Zuheir (c) SHAMALCH, Zuhir Yunes Hammed)

生年月日：1980年11月15日

国籍：パレスチナ

[新設]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

